

「取引所株価指数証拠金取引説明書」の一部改正について

下線部変更

(平成27年8月31日)

現 行	変 更 後
<p>(表 紙)</p> <p style="text-align: center;"><u>平成26年9月</u></p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: center;">当社への取引の委託の手続きについて</p> <p>①取引の開始</p> <p>(1) 本書面の交付を受ける</p> <p><u>はじめに、当社から本書面が交付されますので、取引所株価指数証拠金取引の仕組みやリスクについて十分ご理解のうえ、ご自身の判断と責任において取引を行う旨の確認書をご提出下さい。</u></p> <p>(2) 取引所株価指数証拠金取引口座の設定</p> <p><u>取引所株価指数証拠金取引の開始に当たっては、あらかじめ当社に取引所株価指数証拠金取引口座の設定に関する約諾書を差入れ、取引所株価指数証拠金取引口座を設定していただきます。その際ご本人である旨の確認書類をご提示していただきます。</u></p> <p>(3) 媒介約諾書の差入れ</p> <p><u>当社に取引所株価指数証拠金取引の委託の媒介を依頼する場合には、あらかじめ媒介に関する約諾書を差入れていただきます。</u></p> <p>②～⑨ (省 略)</p> <p>⑩電磁的方法による書面の交付</p> <p>当社による書面の交付を電磁的方法により受けることを承諾する場合は、その旨書面または電磁的方法による承諾をしてください。</p> <p>⑪当社の取引停止等の場合の建玉移管等の手続き</p> <p><u>取引所の取引参加者である当社が支払不能等の事由により、取引所から取引停止等の処分等を受け、取引所がお客様の未決済建玉について建玉移管または決済を行わせることとした場合のお客様による手続きの概要は、次のとおりです。</u></p>	<p>(表 紙)</p> <p style="text-align: center;"><u>平成27年8月</u></p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">当社への取引の委託の手続きについて</p> <p>①取引の開始</p> <p>(1) <u>市場デリバティブ取引に係るご注意 (以下「注意喚起文書」という)、取引所株価指数証拠金取引に関する約款 (以下「契約約款」という)、および本説明書の受領。</u></p> <p><u>当社から注意喚起文書、契約約款および本説明書を交付いたしますので、本取引の仕組みやリスクについて十分ご理解のうえ、ご自身の判断と責任において取引を行う旨を電磁的方法で同意をしていただきます。</u></p> <p>(2) <u>当社による書面の交付を電磁的方法により受けることを承諾いただきます。</u></p> <p>(3) <u>取引所株価指数証拠金取引口座設定約諾書の同意</u></p> <p><u>取引所株価指数証拠金取引を行うに当たり、お客様と当社の間が発生する権利・義務関係や取引に関する取り決めを充分ご理解のうえ、本約諾書に電磁的方法で同意をしていただきます</u></p> <p>②～⑨ (現行どおり)</p> <p>⑩ (削 除)</p> <p>⑪当社の取引停止等の場合の建玉移管等の手続き</p> <p><u>当社が支払不能などの事由により、取引所から取引停止などの処分を受けた場合、取引所がお客様の未決済建玉について建玉移管または決済を行わせる場合があります。手続きについてはその際にご案内します。</u></p>

現 行	変 更 後
<p>(1) <u>建玉移管を希望するときは、取引所の別の取引参加者である金融商品取引業者に建玉移管を申し込んで承諾を受け、当該移管先の金融商品取引業者に取引所株価指数証拠金取引口座を設定する。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(2) <u>建玉の決済を希望するときは、取引停止等の処分等を受けた当社に対しその旨を指示する。</u> <u>お客様が取引所の定める日時までに上記(1)または(2)の手続きを行わなかった場合には、取引所は、お客様の計算において、建玉の決済を行います。</u> <u>なお、証拠金は取引所に預託されておりますので、取引所の定めるところにより、移管先の金融商品取引業者または取引所から返還を受けることができます。</u></p>	
<p>⑫ (省 略)</p> <p>金融商品取引業者である当社の概要等 および苦情受付・苦情処理・紛争解決</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 当社が行う金融商品取引業の内容および方法の概要 【店頭外国為替証拠金取引】 当社とお客様とが相対で行う店頭外国為替証拠金取引「FX24」「シストレ24」および「<u>トライオート</u>」について、オンライン取引を提供させていただいております。なお、「シストレ24」については、投資助言業に該当します。</p> <p>(以下省略)</p> <p style="text-align: right;">平成 26 年 9 月 22 日</p>	<p>⑪ (現行どおり)</p> <p>金融商品取引業者である当社の概要等 および苦情受付・苦情処理・紛争解決</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) 当社が行う金融商品取引業の内容および方法の概要 【店頭外国為替証拠金取引】 当社とお客様とが相対で行う店頭外国為替証拠金取引「FX24」「シストレ24」および「<u>トライオートFX</u>」について、オンライン取引を提供させていただいております。なお、「シストレ24」については、投資助言業に該当します。</p> <p>(以下現行どおり)</p> <p style="text-align: right;">平成 27 年 8 月 31 日</p>